

工事費内訳書の取扱いについて

1. 工事費内訳書の提出対象工事

発注する全ての建設工事で工事費内訳書の提出を求める。

2. 工事費内訳書の審査

落札候補者の工事費内訳書について、下記4の審査基準により無効となる内容ではないかを審査する。無効となった場合は次順位者を落札候補者として、同様の審査をし、落札候補者を決定する。

3. 審査対象

原則、落札候補者のみを審査し、他の応札者は審査しない。

ただし、落札候補者が次順位の者へ移行した場合は、次順位者のみを対象とする。

4. 審査基準

審査対象者の工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合はその者が行った入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの
- (2) 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
- (3) 端数調整を行っているもの（ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）
- (4) 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの（建築関連工事を除く。）
- (5) 値引き表示のあるもの
- (6) タテヨコ計算に違算があるもの
- (7) 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）のもの（建築関連工事を除く。）
- (8) 材料費、労務費、法定福利費（事業主負担額）、建退共制度の掛金、安全衛生経費（以下、「5項目の経費」）の記入がないもの。ただし、令和9年3月31日までに開札を行う案件については、提出期限を定めて未記入項目の金額の記入を求め、期限内に記入を確認できれば入札を有効する。

※従来の法定福利費を行挿入により記入した場合に入札を無効とする取扱いは廃止し、今後は、原則、備考欄または欄外へ記入することとする。

5. 指名競争入札の取扱いについて

指名競争入札における工事費内訳書の審査及び落札決定の流れは以下のとおりとする。

- (1) 指名通知の際、指名通知書に、工事費内訳書が必要な工事であり、「4. 審査基準」に該当する場合は入札を無効とする旨を明記する。

- (2) 入札案件をPPIに登録する際、別紙1「工事費内訳書記載上の注意事項」及び別紙2「工事費内訳書の記載例」を添付する。
- (3) 開札後、全案件で一時入札を保留し、工事費内訳書の審査を行う。
- (4) 落札者決定に必要な工事費内訳書確認終了後、速やかに落札決定を行う。
- (5) 工事費内訳書確認で不備があれば、一般競争入札と同様に対応する。

6. 工事費内訳書の提出による契約後の請負代金内訳書の提出省略について

5項目の経費が記入された工事費内訳書が提出された場合は、契約後の請負代金内訳書の提出を省略することができる。その場合は、「請負代金内訳書の提出省略届」を提出すること。

7. 適用日等

- (1) 平成27年4月16日以降に入札公告又は指名通知を実施する工事から適用する。
- (2) 「5. 指名競争入札の取扱いについて」(1)については、平成28年7月6日以降に指名通知を実施する工事から適用する。
- (3) 平成30年11月1日以降に入札公告又は指名通知を実施する工事から適用する。
- (4) 令和2年10月1日以降に入札公告又は指名通知を実施する工事から適用する。
- (5) 令和8年11月1日以降に入札公告又は指名通知を実施する工事から適用する。